解決する大きな鍵は郡役所文書や郡役所および郡会の記録を

たのかについてはあまり明らかになっていない。この問題を

秋田県雄勝郡における郡制実施と事業展開

伊藤寛崇

はじめに

は大きく異なり、郡会・郡参事会が設けられ、府県と町村のである。それまでの地方行政官庁として最末端に属した郡とが施行されたのは明治二十四(一八九一)年四月一日のこと

秋田県に郡制(明治二十三年五月十七日法律第三十六号)

郡制の成立過程については、山中永之助氏や居石正和氏に制が形成された。 (*) 中間に位置する行政・自治団体として郡民の郡政への参与体

の郡において郡制がどのように実施され、その運営がなされよる一連の研究成果があるが、各府県に設置されたそれぞれ「郡制の成立過程については、山中永之助氏や居石正和氏に「おり」(3)

秋田県においては郡役所の廃止後、郡役所文書が県に移管まとめた『郡誌』の存在に他ならない。

とができる。また『河辺郡誌』や『秋田県北秋田郡自治誌』等録、郡制訓令録など)が現在秋田県公文書館で閲覧するこ

され七六〇点余の史料(郡役所作成文書、郡会・郡参事会議

といった単なる地誌に止まらず郡の事績を網羅した『郡誌

も刊行されている。

本稿では改正以前の郡制、すなわち明治二十四年から本稿では改正以前の郡制、すなわち明治二十四年から本稿では改正以前の郡紀、 本稿では改正以前の郡制、 すなわち明治二十四年から本稿では改正以前の郡制、 すなわち明治二十四年から

EB ft

元西馬音内

内

雄勝郡の成立

大区四八小区制は廃止され郡町村制が復活し、 二十二日太政官布告第十七号)の制定により、 三新法の一つである郡区町村編制法 町村には公選の戸長が配置された。 (明治十一年七月 それまでの七 郡には官選の

は地方税より支出されることになった。秋田県では明治十一 〔一八七八〕年十二月二日に、「郡長書記ノ職制及郡長掌管ノ

官達第三十二号)の公布によって八等相当とされ、その俸給 郡長に関しては府県官職制(明治十一年七月二十五日太政

> 後の十六年二月には三二の組合戸長役場区域に再編された。(②) 条件並ニ戸長職務ノ概目」が布達され、(②) 日、湯沢町内廓町(現湯沢市内廓町)に雄勝郡役所が開庁した。 田県十等属の北条忠勇が任命された。そして十二年一月十五(ロ) 同年七月時点で雄勝郡には三町八二村が存在したが、(②) 初代雄勝郡長には秋

政区が誕生した。 に伴い、明治の町村大合併が断行されて三町二二村の自治行 さらに町村制 (明治二十一年四月十七日法律第一号)の公布

雄勝郡二五カ町村 沢 町 (現湯沢市

天

村 町 (現湯沢市 (現湯沢市 (現湯沢市 岩崎、 倉内、 杉沢、 成沢、 松岡、 金谷、 杉沢新処、 深堀、 八幡、 二井田、 石塚

柳田 角間

(現湯沢市 (現湯沢市 (現湯沢市 関口、 田田山

雄勝郡町村略園

川連

三関 三架 稲

(湯沢市史編さん会事務局編『湯沢市史』)

小 須 Ξ Ш

明治二十二年四月改正

(現湯沢市 小野、 桑ケ崎、 宇留院内、高松、 上関、 下関 泉沢

(現湯沢市 (現湯沢市 中村、 役内、 川井 院内銀山

村

(現湯沢市

横堀、

寺沢

村

杉宮、 上院内、 下院内、 赤袴、

大久保、 野

(現羽後町

| 府県制・郡制施行取扱方|| が出された。その内容は郡が独(s) 東 西 明治二十三(一八九〇)年七月一日、 稲 Ξ 111 H 明 元西馬音内村 西馬音内町 成瀬 成 成 代 治 瀬 郡制実施の過程 村 村 村 村 村 村 村 村 村 村 村 (現東成瀬村) (現湯沢市) (現湯沢市) (現羽後町) (現羽後町) (現羽後町) (現湯沢市) (現湯沢市) (現羽後町) (現羽後町、 (現湯沢市 (現湯沢市 (現羽後町) 大沢のみ現湯沢市) 払体、林崎、水沢、大沢 荻袋、 田代、 足田、 野沢 川向、 稲庭 三梨、 川連 八面、三又、東福寺、 西馬音内前鄉、 上仙道、 田子内、 西馬音内堀廻、 鹿内 戸波 上到米、到米、軽井沢 宮田、 郡山、 熊淵、 大館 中仙道、 岩井川、 内務大臣訓令として 飯田 高尾田、島田新田 猿半内、 大戸、 飯沢 下仙道 椿川 新町、 吉野、 床舞、 堀内、 湯 大 田 のだった。 た。 な反対運動が勃発した。 態から村内に対立感情が生まれ、村会は分裂するなど大規模 考を禀請した。一方、仙北郡荒川村では二部落分割という事 仙北・南秋田の三郡長は賛成の答申を行ったが由利郡長は再 五カ村と荒川村(現大仙市)の上淀川・境の二部落を河辺郡 田市)、大正寺村 (現秋田市)、仙北郡淀川村 (現大仙市) の 田村(現秋田市)、太平村(現秋田市)、由利郡下浜村(現秋 問が行われた。ここで大きな問題となったのは南秋田郡広山 筆頭に一一人の大地主が存在した。 のうち雄勝郡には小川長右衛門(三万一六三六円二〇銭)を 所有の大地主の調査が行われた。これによると県内一七六人(エン) 以上ヲ有スル地主ヲ云フ」に基づく、地価一万円以上の土地 内ニ於テ町村税ノ賦課ヲ受クル所有地ニシテ地価総計壱万円 況をよく考慮した上で時機を見て府県制を施行するというも 立自治を維持できるように資力等をよく調査して、さらに地 施行取調事務委員会が設置され、郡制第九条「大地主トハ郡 形民情にも配慮しながら分合を行うものとし、郡制施行の状 九月に入ると各郡長に対して郡分合と境界変更に関する諮 秋田県では郡制施行に向けて内務部第一課市町村係に郡制 (現由利本荘市)へ編入しようとしたことであり、 平鹿郡八沢木村(現横手市)坂部部落を由利郡上川大内 河辺・

雄勝郡会議員配当表												
町	村	人口	議員数	町		村	人口	議員数				
湯沢	回	7,035	9	小	野	村	2515	1				
三関	村人	1,931	2	横	堀	村	3,515	1				
幡野	村)	1,559		秋	ノ宮	村)	1,717					
弁 天	村	1,688	2	院	内	村	4,726	2				
岩崎	町人	1,602		山	Ħ	村	3,581	1				
東成潮	村	3,538	1	Ξ	輪	村	2,620	1				
西成潮	村	2,355	1	西川	馬内	音村	2,891	1				
駒形	村	2,702	1	元西	馬音	材入	1,547	,				
川連	村	2,597	1	新	成	村人	1,501	1				
三梨	村\	2,139		明	治	村	2,302	1				
稲庭	村人	1,739	1	Ħ	代	村)	1,983					
皆 瀬	村	2,686	1	仙	道	村人	1,417	1				
須 川	村	2,274	1		計		61,645	20				

反対請願の事実を報告し、郡分合を凍結して現行維持のまま 十一月十三日付「郡制施行期日及郡ノ分合ニ付再申」の中で 情勢が緊迫した状態にあったことから反対運動は続けられ 治二十四年一月一日に設定した。この答申の後も当時の政治 で西郷従道内務大臣宛に「郡制施行之義ニ付具申」および「郡 ノ分合及境界変更之義ニ付内邨」を行い、郡制の施行日を明 郡分合に対する県の対応を見ていくと、まず十月十四日付 在した。郡制第一条の規定によって「郡ノ廃置分合及郡界 郡長宛に諮問を行った。二十二日付雄勝郡長からの雄勝郡議 変更ハ法律ヲ以テ之ヲ定」めることになっていたため、十一 **員配当調によると一七選挙区中、合区は七区で人口三〇八二** 施行を待つのみとなったが、そこにはもう一つ大きな壁が存 人に議員一人の割当となっている。 五条の規定による郡会議員配当法について九月十七日付で九 こうして郡制実施に向けての準備は着々と進められあとは

会が開かれ、政府委員白根専一による主旨説明が行われ、 院に提出された。十二月二十三日には衆議院本会議で第一読 月十八日に政府提出法案として郡分合ニ関スル法律案が衆議

別委員会(委員長天野三郎)での審議が始まった。翌二十四

郡制施行することを具申した。

さらに、

県は明治二十四年一月一日の施行に向けて郡制第

から秋田県知事宛に次の訓令が出された。(ミヒ) 次施行することに変更した。その結果、二十八日に内務大臣 こで全国一斉施行の方針を見直し、準備の整った府県から順 郡制の早期施行は不可能となってしまった。 しかし政府はこ 年三月六日に第一読会の続会が開かれたが、分合反対派が多 数を占めたため第二読会が開けずそのまま法案は否決され

明治二十四年三月二十八日 内へ告示セラルへシ。 明治二十四年四月一日ヨリ其県下ニ郡制ヲ施行ス。 訓第二五六号 但郡ノ区数ハ総テ従前ノ通

月一日になってようやく施行されるに至った。県ではそれからさらに九年後の一九〇〇(明治三十三)年四施行となった。その一方で郡分合が容易に進まなかった岡山

F) 5、至急了 秋田県知事宛

如事宛

ス。 ノナリ。其本庁ニ到達シタルハ仝日午後四時十五分過ト(朱書)右ハ至急官報ニテ電信ニ依リ訓令セラレタルモ

本書原本ハ知事官房ニ保管ス。

方の単独選挙区となった湯沢町からは議員二名が選出されるの合区が湯沢町から須川村へ組み替えられたことである。一ている。前年九月の答申と大きく異なっている点は三関村と区中、合区は七区で人口三一二三人に議員一名の割当となっている。前年九月の答申と大きく異なっている点は一七選挙甲号と乙号の二案が答申されたが、県は選挙区の人口配分を甲号と乙号の二案が答申されたが、県は選挙区の人口配分を工書を表している。前年九月の答申と大きく異なっている点は三人の場所を表している。

雄勝郡会議員配当表(乙号)

ることもなく円滑に推し進められ、秋田県を含む九県で同日(3)

のように秋田県では郡制の施行に当たって大きな混乱を生ず

は九郡役所に対して郡制施行順序が訓令として出された。こ

三月三十日には郡制施行が告示され、さらに翌三十一日に(※)

ことになった。

雄勝郡芸議貝配当教 (乙号)												
町	村	人口	議員数	町		村	人口	議員数				
湯沢	町	7,147	3	小	野	村\	2612	,				
三関	村	1,966		横	堀	村	3,613	1				
幡野	村	1,576		秋	ノ宮	村~	1,746					
弁 天	村	1,708	2	院	内	村	4,824	2				
岩崎	町	1,583		川	H	村	3,596	1				
東成為	頓村	3,529	1	111	輪	村	2,651	1				
西成	領村	2,379	1	西	馬内	音村	2,977	1				
駒形	朴	2,732		元西	馬音	州~	1,563					
川連	村	2,623	2	新	成	村	1,521	1				
三梨	村)	2,157		明	治	村	2,308	1				
稲 庭	村)	1,762		田	代	村~	2,004	,				
皆 瀬	村	2,725	1	仙	道	村	1,452	1				
須川	村	2,308	1		計		62,450	20				

雄勝郡会議員配当表(甲号)

町 村	人口	議員数	町 村	人口	議員数
湯沢町	7,147	2	小野村\	2612	,
幡野村	1,576		横堀村	3,613	1
弁 天 村	1,708	2	秋ノ宮村	1,746	•
岩崎町	1,583		院内村	4,824	2
東成瀬村	3,529	1	山田村	3,596	1
西成瀬村	2,379	1	三輪村	2,651	1
駒形村	2,732	1	西馬内音村	2,977	1
川連村	2,623	1	元西馬音内村	1,563	1
三梨村	2,157	1	新成村	1,521	1
稲庭村	1,762	1	明治村	2,308	1
皆瀬村	2,725	1	田代村	2,004	1
三関村	1,966	1	仙道村	1,452	-
須川村	2,308	1	計	62,450	20

一第一回雄勝郡会議員選挙

町村の公民権を有する者、(※) 郡の平均地価は一九円九六銭で、地価終ち大地主互選人の該当者は九人だった。 二〇歳以上の男子に付与された。議員の任期は町村会選出議 構成された。そのため選挙資格も異なり、 行フヘシ」の規定に基づく一町村会または数町村会同選出議 二十三年に調査した地価一万円以上の土地所有者一一人のう 所収されている。 勝郡役所文書)には郡制第十五条規定の大地主互選人名簿が 日にそれぞれ実施された。秋田県公文書館所蔵『事務簿』(雄 員は六年(三年毎に半数改選)、 する満二五歳以上の男子に、大地主議員は公民権を有する満 づく地価一万円以上を納入する大地主議員 定数ノ外其定数ノ三分ノーヲ互選スルモノトス」の規定に基 員(複選制)と第八条「大地主ハ町村ニ於テ選挙スヘキ議員 名若ハ一名以上ノ議員ヲ選挙スルハ其各町村会会同シテ之ヲ 以上ノ議員ヲ選挙スルハ其町村会之ヲ行ヒ、 会選出議員選挙は五月二日、 郡側施行順序の規定に従って秋田県下九郡において、 郡会議員は名誉職とされ、 雄勝郡では郡制施行取調事務委員会が明治 すなわち直接国税二円以上を納入 大地主議員互選会は三日後の五 郡制第六条「一町村ニ於テー名 大地主議員は三年であった。 地価総額から第一位の小川 明治二十四年の雄勝 町村会選出議員は (互選) 数町村ニ於テー の二種 町村

雄勝郡大地主互選人名簿

	7.6.T.T.Z.Z.Y.11/4					
順位	互 選 人	町 村	身分	職業	地 価 総 額	年齢
1	小 川 長右衛門	湯沢町	平民	農業	36.850円42銭8厘	57
2	柴 田 与之助	西馬音内村	平民	農業	35,883円66銭1厘	53
3	柴田養助	西馬音内村	平民	農業	23,298円14銭2厘	49
4	藤 木 安太郎	湯沢町	平民	農業	18,799円97銭3厘	40
5	奥 山 六右衛門	湯沢町	平民	農業	13.170円75銭5厘	54
6	斎 藤 周 治	院内村	平民	農業	13.092円95銭9厘	22
7	山脇慶助	湯沢町	平民	農業	12.384円79銭5厘	47
8	飯塚忠助	西馬音内村	平民	農業	12,131円75銭1厘	51
9	大日向 作太郎	明 治 村	平民	農業	12,021円91銭9厘	31
10	高 久 多兵衛	湯沢町	平民	商業	12.014円43銭5厘	18

※高久多兵衛は年齢20歳未満のため選挙権を有さなかった(郡制第11条該当)。

明治 24 年雄勝郡会議員選挙当選者

◆町村会選出議員選挙=明治24年(1891)5月2日(土)

	選挙	区			議	貝		居住地	身分	職業	生	年	月	H			年齢
湯	沢		町	石	井		信	湯沢町	士族	無職	文久元年	(1861) 11	月	16	H	29
湯	沢		町	芳	賀和	战右衛	門	湯沢町	士族	無職	弘化4年	(1847) 4	月	26	H	44
弁	天	村	1		1.1.	1796:	44:	弁天村	1.##	Arre. 1956	deale C he	(1050	۱۵	1:1	10		20
幡	野	村		中石	村川	隣為	徳治	岩崎町	士族 平民	無職農業	安政6年 嘉永4年				13 16		32 40
岩	崎	町)	-	···			14.4.3		2271	200714 2 1	(2002	, -	′•		_	.
東			村	沓	沢	弥太	郎	駒形村	平民	農業	文久元年	(1861) 12	月	15	H	29
西			村	志	賀	茂	助	西成瀬村	士族	無職	嘉永5年	(1852) 1	月	20	H	39
駒	形		村	茂	木	豊	治	駒形村	平民	農業	万延元年	(1860	3 (月	29	H	31
ЛІ	連		村	髙	橋	利乒	衛	川連村	平民	農業	天保9年	(1838	7	月	19	H	52
Ξ	梨	村)	事	毎林	武	治	三梨村	平民	農業	元治元年	(1864) 2	Ħ	2	Ħ	27
稲	庭	村	7	<i>*</i>	14-11-P	114	ш	_*11	124	be ac	7616176-7-	(1001	, 2	/,	2	ы	"
皆			村	沓	沢	徳大	郎	駒形村	平民	農業	嘉永2年	(1849) 1	月	1	H	42
三	関	村)	佐	藤	永太	郎	三関村	平民	農業	天保14年	(1843) 12	月	25	日	47
須	Ш	村)	藤	坂	敬	治	須川村	平民	農業	嘉永3年	(1850) 1	月	3	Ħ	41
小	野	村)	髙	橋	理	造	小野村	平民	農業	嘉永2年	(18/0) 2	Ħ	19	П	42
横	堀	村)	143	IMI	~35	ж	11.33111	' ~	DC X	がバンナ	(1043	, 2	/1	13	ц	42
秋	ノ宮)	髙	桰	弥-	-郎	院内村	士族	無職	安政元年	(1854) 3	月	5	H	37
院	内	村)	山	崎	小弘	太	院内村	士族	無職	天保13年	(1842) 11	月	30	Ħ	48
山	田		村	武	石	忠一	郎	山田村	平民	農業	安政5年	(1858) 11	月	15	Ħ	32
Ξ	輪		村	藤	野	貞	助	三輪村	平民	農業	安政6年	(1859) 12	月	7	Ħ	31
西	馬音	内	村	飯	塚	弥想	始	西馬音内村	平民	農業	嘉永5年	(1852	2	月	24	H	39
元	西馬音	内村)	後	藤	兵太	76-	新成村	平民	農業	万延元年	(1960	\ 12	В	12	п	30
新	成	村	J	15%	辉	ナナス	(II)	初八八八	下成	政术	がたルサ	(1000	, 12	71	13	П	30
明	治		村	藤	原	Œ	治	明治村	平民	農業	不	明					
田	代	村		長名	山谷	荘	助	田代村	平民	農業	安政3年	(1956	\ 19	B	19	П	34
仙	道	村	J	ואנ	11,111	4T	נעע	mi (ti)	TIG	此术	女以り牛	(1000	, 12	/1	12	н	34

[※]明治村では当初大日向作太郎が当選したものの、大地主互選議員に選出されたため、5月 9日に再選挙を行い藤原正治が当選した。

◆大地主議員互選会:明治24年(1891)5月5日(火)

	譺	員	町 村	身分	職業	得票	生年月日	年齢
斎	藤	周治	院内村	平民	農業	9	明治元年(1868)11月27日	22
小	Ш	長右衛門	湯 沢 町	平民	農業	8	天保5年(1834)1月29日	57
藤	木	安太郎	湯 沢 町	平民	農業	8	嘉永3年(1850)10月24日	40
柴	H	与之助	西馬音内村	平民	農業	8	天保9年(1838) 4月24日	53
柴	田	菱 助	西馬音内村	平民	農業	8	天保12年(1841)6月21日	49
大	日向	作太郎	明 治 村	平民	農業	5	万延元年. (1860) 1 月1 日	31

[※]次点(飯塚忠助3票、山脇慶助3票、奥山六右衛門2票)。

三関村須川村選出佐藤永太郎は郡制違反により5月13日に当選無効となり、20日に再選挙を行い藤坂敬治が当選した。

年齢は四二・○○歳であった。は行われたが、当選者六人の内訳は全員が平民・農業で平均の土地を所有していたことになる。この九人によって互選会長右衛門は一八四町歩余、第九位の大日向作太郎は六○町歩

を把握することは困難であるが、県が内務大臣宛に行った報選挙戦については新聞報道等が残っていないためその実態

見こはない事務ので展発者のいるが死みなどのないである。甚が必」かったようである。また全県的傾向として大地主議告によれば「議員ノ当選ヲ希望スルモノ頗ル多ク、其競争モ

ルガ如輩太ダ少数」であった。村吏員等がその半数を占め、「無資力ニシテ政治熱ニ狂奔ス選し、町村会選出議員もまた相当の資産を有する実業家や町員には公共事務の未経験者もいるが概ね名望ある篤実家が当

議員の兼任者は一七人に上っており、雄勝郡では石井信、武れている。それによると秋田県会議員 (定数四一人)と郡会当選した町村会選出議員及び大地主互選議員の名簿が掲載さ

五月十六日・十九日・二十一日の『秋田県報』には九郡で

思われたが、突如として選挙効力をめぐる問題が発生した。こうして第一回雄勝郡会議員選挙は無事に終了するのかとた。

五月二日に実施された三関村須川村会同選出議員選挙におい

選挙掛長渋谷新六(須川村長)が佐藤永太郎(三関村、

の訴願が提出された。 (※) によったことから法を誤解釈して佐藤永太郎を年長当選者に決定したことから法を誤解釈して佐藤永太郎を年長当選者に決定し四七歳)と藤坂敬治(須川村、四一歳)の得票数が同数だっ四七歳)と藤坂敬治(須川村、四一歳)の得票数が同数だっ

致候処、藤坂敬治ト佐藤永太郎ト八点宛之同数ノ得点ナ明治二十四年五月二日三関村須川村会同シ郡会議員選挙郡会議員選挙方ニ付訴願

ルニ、選挙掛長渋谷新六ニヲイテ年齢ノ長幼ヲ調査シ、

後遅を目にど、とび兵員とそ1。不正不当之選挙ト被考侯条、郡制第十七条ニ抵触セサル明治二十三年法律第三十六号郡制第十七条ニ依ラス甚タ佐藤永太郎年長ナルヲ以テ当選之旨宣告ニ為シタルモ、

様選挙相成度、此段訴願仕候也。

秋田県雄勝郡長高城守久殿明治二十四年五月十二日 小野

小野久太郎

兼こ付してこの訴題の収扱こついての旨示を卬ぎ、翌十三事態の悪化を懸念した雄勝郡長は直ちに秋田県参事官青木

かったことを如実に示す結果となった。一方、選挙掛長渋谷町村において選挙に関する法規の徹底周知が図られていなのスピード解決に至ったことになるが、この事態は郡および日に選挙無効の裁決を下した。訴願の提出からわずか二日で定謙に対してこの訴願の取扱についての指示を仰ぎ、翌十三

ことだった。 新六が雄勝郡長宛に答弁書を提出したのはそれから二日後の新六が雄勝郡長宛に答弁書を提出したのはそれから二日後の

答弁書

本月二日三関村須川村ニ会々同シテ行ヒタル郡会議員選

更恐縮候得共、右顛末ノ答弁詳細上申仕候也。 シタルハ全ク法律ヲ混読シタルモノニ有之、過誤失策今 ラシ、年長者佐藤永太郎ヲ以テ当選人ト決定シ宣告ヲ為 シムヘキ処、誤テ右条項ニ依ラス郡制第十八条第六ニ照 依リ町村制第四十六条ノ規定ニ従ヒ該二名ニ就キ投票セ 点ナルニ双方トモ過半数ニ至ラス、郡制第十七条二項ニ ラレ御照会相成、該会顛末ノ理由ハ別段已意ニ出タルモ ニ付、該顛末詳細答弁書可差出旨訴願書及裁決書ヲ添へ 挙ノ効力ニ関スル須川村々会議員小野久太ヨリ訴願提出 ノ結果報告致候通、藤坂敬治ト佐藤永太郎各八票宛ノ得 ノニ無之候得共、本月八日御衙へ出頭選挙録写ヲ添議了

雄勝郡須川村長

渋谷新六回

田県雄勝郡長高城守久殿

明治二十四年五月十五日

選挙は五月二十日に再度実施され、先に次点となった藤坂敬 明にしか過ぎなかった。こうして三関村須川村会同選出議員 でに選挙会の無効が決定しており答弁というよりは単なる弁 ここにおいて法を誤解釈した事実を公に認めたものの、す

> た。(3)は那会の開会が他郡よりも十日前後遅れて二十七日に開会し時郡会の開会が他郡よりも十日前後遅れて二十七日に開会し 治が当選した。このような事情から雄勝郡では選挙後初の臨

四 郡決算に見る事業展開

郡制第二十九条では郡会で議決すべき事件として次の六つ

ること。 こと。⑥その他法律や命令で郡会の権限に属す事項を議決す すること。⑤郡有財産の管理と営造物の維持方法を決定する 歳入出予算で定めるもの以外の義務の負担や権利の放棄に関 を認定すること。③郡有不動産の売買などに関すること。④ を規定している。①歳入出予算を決定すること。②決算報告 郡には課税権が与えられていなかっため歳入の大部分は各

町村における前年度の直接国税および府県税の徴収額の割合

輝氏によって肯定的見解が提示されているが、それ以前の状⁽³⁾年の廃止に至るまでの事業展開については中島清氏や安藤充 すなわち明治三十二(一八九九)年から大正十二(一九二三) な事業が展開されたのあろうか。主として郡制の改正以降、 硬直したものだった。厳しい財政運営の中で郡ではどのよう (望) に応じた町村分賦金と府県からの補助金に頼るという非常に

と史料的制約のためほとんど明らかになっていない。ここで 況については各府県によって郡制施行の時期が異なったこと

秋田県雄勝郡歳入歳出決算

【歳入部】

科		且		明治 25 年	明治 26 年	明治 27 年	明治 28 年	明治 29 年	明治 30 年	明治 31 年	明治 32 年
経常部	財	産_収	、入	-			-		_	16.667	34.850
	雑	収	入	0	0.400	0	0	0	804.176	697.923	482.649
	各町	村分	賦額	2,584.208	1,340.487	2,834.345	2,562.396	3,132.869	3,591.152	3,503.547	3,094.882
	湯	沢	町	183.067	98.090	209.155	184.884	275.772	304.427	314.254	298.413
	幡	野	村	114.432	60.589	127.517	108.624	153.950	160.370	150.597	138.030
	弁	天	村	113.052	59.738	125.702	106.975	152.620	159.000	141.894	136.223
	岩	崻	Ħſ	85.166	45.373	95.592	81.674	117.607	123.340	113.228	109.401
	東	成常	i村	78.330	41.389	87.157	75.516	107.991	123.307	103.516	99.175
	西	成潮	村	69.560	36.703	77.306	65.894	88.283	93.048	83.177	79.609
	鸱	形	村	148.799	78.483	165.303	140.982	120.000	201.613	183.396	177.597
	Л	連	村	73.625	38.758	50.000	70.193	100.792	3.083	98.195	0
	Ξ	梨	村	106.053	56.023	117.992	101.129	143.709	151.128	138.298	131.850
	稲	庭	村	62.227	32.831	69.097	59.903	85.261	91.438	85.134	80.249
	皆	瀬	村	70.982	37.435	78.802	67.082	97.095	103.390	91.990	91.039
	Ξ	舆	村	90.752	48.405	101.851	87.106	122.834	130.213	120.905	118.301
	須	Ж	村	80.529	42.720	90.084	76.946	54.768	81.306	36.879	0
	小	野	村	106.755	24.156	110.000	101.731	50.000	102.213	136.236	95.394
	横	堀	村	38.827	21.381	23.998	43.007	0	66.027	71.647	61.371
	秋	ノ宮	「村	0	0	. 0	48.728	30.000	40.000	35.000	0
	院	内	村	74.385	43.659	94.596	103.025	128.376	251.500	219.868	157.256
	ıLı	田	村	262.781	138.948	292.410	251.913	276.148	370.628	332.524	319.171
	≡	輪	村	195.349	103.137	217.181	185.788	264.261	275.680	246.424	235.405
	酉	馬音P	勺村	156.911	83.174	175.256	152.689	217.065	229.343	214.174	203.115
	元	西馬音	内村	81.649	43.107	90.726	77.520	80.000	109.841	98.031	93.848
	新	成	村	131.701	69.551	146.431	124.841	176.092	183.413	163.862	157.256
	明	治	村	110.493	58.260	122.729	105.004	142.843	149.070	135.413	130.664
	EE	代	村	91.422	48.251	101.597	86.951	70.000	6.690	114.844	110.192
	伽	道	村	57.361	30.326	63.863	54.291	77.402	81.084	74.061	71.323
	合		計	2,584.208	1,340.887	2.834.345	2,562.396	3,132,869	4,395.328	4,218.137	3,612.381
臨時部	繰	越	金	1,115.265	168.703	222.922	140.614	86.176	2,221.599	192.501	832.940
	県	獎 励	費	-	-	521.114	717.930	676.397	647.623	291.113	356.000
	夫役現	品增課	見積金	-	_	-		618.450	1,026.549	853.442	1,273,444
	県	前 助	」 金	-		-	_	2,032.595	-	-	-
	合		計	1,115.265	168.703	744.036	858.544	3,413.618	3,895.771	1,337.056	2,462.384
総			計	3,699.473	1,509.590	3,578.381	3,420.940	6,546.487	8,291.099	5,555.193	6,074.765
		前:	年比		- 2,189.883	2,068.791	- 157.441	3,125.547	1,744.612	- 2,735.906	519.572

【歳出部】

科			目		明治 25 年	明治26年	明治 27 年	明治 28 年	明治 29 年	明治 30 年	明治 31 年	明治 32 年
経常部	会	ä	Ę	費	547.497	411.747	300.212	451,652	383,750	400.847	340.597	621.256
	郡	吏	貝	費	430.644	643.150	505.140	668.942	424.540	528.310	472.075	523.698
	教育		費	1	-	ŧ	ı	86.000	139.000	599.494	763.225	
	勧	葬	ŧ	費	50.780	192.965	100.000	1,799.777	2,238,807	2,403,366	980.000	650.000
	財	À	E	費	54.752	68.227	66.996	82.147	91.097	95.580	84.069	85.756
	基:	本貯	游布	金	-		•	-	-	-	340.000	340.000
	雑	7	٤	出	-	+	_	-	-	-	11.800	-
	租	税	負	担	0.583	0.583	1.187	1.186	1.186	1.186	1.186	1.566
	郡会議員選挙費					-	-	-	-	-	-	30.180
	予	予 備		费	43.242	35.461	249.094	61.695	19.337	0	24.763	63.680
	合			計	1,084.256	1,316.672	973.535	3,003.704	3,225,380	3,568,289	2,829.221	3,015.681
臨時部	建	舞	Ę	費	2,393.206	29.245	2,585.624	331.060	273.174	-	-	-
	±.	7	•	費	104.153	0	0	0	27.280	49.994	203.343	204.400
	土木	- 費本年	度支	出額	-	-	_	-	180.604	1,421.171	1,689.689	2,079.775
	土木	1夫役現	品増課	見積金	-	-	-	-	618.450	1,026.549	-	-
	教	1	ĭ	费	-	-	-	-	0	2,032.595	_	-
	合			計	2,497.359	29.245	2,585.624	331.060	1,099,508	4,530.309	1,893.032	2,284.175
総				計	3,581.615	1,345.917	3,559.159	3,334.764	4,324.888	8,098.598	4,722.253	5,299,856
		前	年度	比	-	- 2,235.698	2,213.242	- 224.395	990.124	3,773.710	- 3,376.345	577.603

[※]経常部の合計は予備費を除いたものとなっている。

明治三十年は陸羽地震(5) となる。その他の歳入としては蚕糸業や小学校本科准(紫) 率は明治二十九年を除いて九割台を維持しており(明 とは間違いないが、町村分賦金の雄勝郡全体の完納 治三十二年には歳入総計の二一パーセントを占めて 担金である夫役現品増課見積金の割合が上昇し、 その一方で明治二十九年以降は土木関係費の町村分 取り分け勧業事業について見ていきたいと思う。 臨時郡会~明治三十二年通常郡会)および決算書(明(4) 三十二年)、震災復興のための県補助金 に依存していたためかなり硬直したものであったこ の影響もあって四三パーセントまで落ち込んでいる。 台を維持していたがそれ以降は低くなっており、 治二十五~三十二年) は秋田県公文書館所蔵 教員乙種検定準備場に対する県奨励金 展開に積極的姿勢で臨もうとしていたことが明らか 治二十八年は一〇〇パーセント)、各町村が郡事業の いる。このように歳入はその大部分を郡内の各町村 二十八(一八九五)年までは七〇から八〇パーセント ておく。歳入総計に占める町村分賦金の割合は明治 まず雄勝郡の歳入と歳出の特徴について少し述べ から雄勝郡における事業展開 「郡会議事録」 (明治二十九年八月三十一日) (明治二十七~ (明治二十六年 (稲庭尋常小

ある。 ある。 ある。 ある。 の財産収入(布地貸下料、明治三十一・三十二年)お 廃止後の財産収入(布地貸下料、明治三十一・三十二年)お

学校展災被害復旧工事補助金、明治二十九年)、製糸伝習所

して九郡から募集した養蚕伝習生五〇人を県費で福島県掛田

移った。 は橋梁架設や道路測量・改修といった土木関係費にその座がは橋梁架設や道路測量・改修といった土木関係費にその座が年)においては郡会議事堂建築費がトップを占めていたが、年)においては郡会議事堂建築費がトップを占めていたが、年)においては郡会議事堂建築費がトップを占めていたが、年)においては郡会議事堂をできる。

郡で事業を展開するには郡会(時には郡参事会)での審議

導に当たった。翌二十年四月、県はさらなる技術習得を目指由利郡・山本郡・北秋田郡・鹿角郡)を巡回して養蚕業の指田県養蚕巡回教師に任命され、県下六郡(南秋田郡・河辺郡・茂木亀六だった。茂木は明治十九(一八八六)年に農林省秋で勧業事業を行う大きなきっかけを与えたのは三又村出身の雄勝郡は元々養蚕業の盛んな地域であったが、郡事業とし

年十二月には雄勝郡選出の県会議員茂木豊治・高橋弥一郎等町)に雄勝郡立養蚕伝習所を開設した。その後、明治二十五繭製糸増産を目的として湯沢町根小屋町(現湯沢市根小屋びかけて、二年後の明治二十二年に座繰製糸の改良および蚕二人は中村孟尚と協議し、芳賀織右衛門・藤木安太郎等に呼茂木は郡長小田島由義とともに県外に養蚕を視察し、帰郷後地方(現福島県伊達市)に派遣した。時を同じくして同年五月、地方(現福島県伊達市)に派遣した。時を同じくして同年五月、

して既設の伝習所に対し県費補助の交付を決定した。 数のため否決された。しかし、平山靖彦知事は養蚕振興策とによって県会に養蚕伝習所増設案が提出されたが、賛成者少

間もなく雄勝郡においては郡長高城守久の主導で養蚕伝習

二十六年度秋田県雄勝郡歳入歳出追加予算書を提出した。そ翌二十六年五月開会の臨時郡会に移転建設費用を含む明治移転する計画が策定され、これを継承した郡長畑千代記が所を水の便が悪い根小屋町から金池町(現湯沢市金池町)に

の内容は建設費の総額を八五〇〇円(県補助と郡費で等分)

ちに廃案とすべき意見も出されたが、その判断は委員会での織甚ダ過大ニ失シ此場合議スルノ必要ヲ見出サズ」という直「八千余円ノ大金ヲ以テーノ伝習所ヲ建ル所以ノモノ其ノ組とし、三ヶ年計画で完成させるというものだった。冒頭から

審議に委ねられた。結果は莫大な県費補助を当てにして新た

テ生徒養成ニ差支ナカルヘシ。製糸伝習ノ女教師並ニ現

報告を待って改めて審議することになった。これにより明治 二十六年度中の移転は不可能になった。 まずは委員二人を実地調査のため長野県などへ派遣してその な養蚕伝習所を建設しようとしてもその成否は断定できず、

期して説明の壇上に立ち、雄勝郡の改良すわなち勧業事業の く遅れて二月十二日に開会した。翌十三日、畑郡長は再起を 歳出予算案の作成に時間がかかったため、例年より一カ月近

翌二十七年通常郡会は新たな養蚕伝習所設置に関する歳入

と今年度中の建設に並々ならぬ決意を表明した。十五日から(8) **充鞭ヲ着クベキ責任ヲ帯ビ居ル姿ナリト云ハザルベカラズ」** に止まらず他郡に与える影響も大きく「本郡ハ徳義上改良ノ 推進は秋田県全体が注目しており、決して雄勝郡のみの改良

審議が始まったが、郡書記天神林儀敬は議員の同意を得るべ

く事業概要を次のように説明した。 実際ノ事業ハ二十八年度ヨリ之ヲ行ヒニケ年ツ、両回生 ナリ。二十七年度ニアリテハ只之レカ建築ノミヲナス。 修業年限ハニヶ年ニシテーヶ年ノ修業日数ハ凡ソ四ヶ月 三十個トシ、 此製糸場ハ所謂工女ヲ養成スルノ主旨ニシテ其釜数ハ 生徒ハ毎町村ヨリー名乃至二名ヲ募集シ、

> 会での修正予算額二一四五円六九銭一厘で新たな養蚕伝習所いう大きなリスクを背負いながらも五日後の二十日には委員 が設置されることになった。

の郡費を投じて建設してもわずかの期間しか使用されないと 現地を視察した議員の言葉はとにかく説得力があった。多額

繭ハ郡内各町村ヨリ出サシメ無賃ニテ之レヲ取ル故、敢 徒ヲ募集シテ伝習スル積リナリ。而シテ之レニ要スル原 者がいたためで最終的に八月初めまでには合計三七人の生 父兄の中に開所後の様子を少し見てから入所させようとした 船出となった。これは入所日までに準備が整わなかった者や 二十八年七月十三日に開所したが、生徒数わずか一三人での こうして雄勝郡立製糸伝習所(養蚕伝習所改称) は 翌

徒が集まった。この年の開所日数は一二七日(現業日数は

業掛リハ当地方ニ適当ノ人ナケレバ製糸隆盛ノ地方ヨリ

事業ノ執行中雇入ル、考へナリ。

年継続事業として計画されたことである。

の認識が示され、一同に対して賛成するよう求めた。実際に(※) されたが、共に雄勝郡においてこの事業は成立可能であると

52

よって一年前倒しする形で廃止されるに至った。 (g)

に対する熱意は示されず、さらには予測困難な災害の発生にが、この間郡長は二人交代しており、かつてほどの勧業事業初の計画通りに五ヶ年事業の最終年も継続した可能性はあるいた。結局のところ畑郡長のような強力な推進者がいれば当

後藤兵太郎・藤木安太郎・茂木豊治の五郡会議員からは共同年度中の製糸場設置の希望、さらに武石忠一郎・柴田養助・岩崎町・駒形村・弁天村・川連村の四町村からは明治二十九岩崎町一年目は概ね良好に事業が展開されたことが分かる。努めた。その結果、三二人が修業一年で卒業することができー一三日)で、生徒には毎月二回試験を課して技術の向上に

べられるなど廃止はもはや避けられない大きな流れとなって郡費ヲ投ジテ継続シ置クノ必要ナシ」と廃止意見が堂々と述郡会でもこの問題が議題に上り、推進派の一人だった後藤兵路のの存続問題が取り上げられ、三十年度に限っては県奨励費所の存続問題が取り上げられ、三十年度に限っては県奨励費

化し始めた。三十年二月開会の通常郡会では早くも製糸伝習災の発生によって物価が高騰し、製糸伝習所の経営状況が悪

販売所を設置して横浜に売り出す計画まで出された。

ところが二年目以降、天候不順や陸羽地震など予想外の天

木事業である。明治二十九年から三十二年にかけて次の一○その後、勧業事業に代わって郡事業の目玉となったのは土

明治三十年…皆瀬川橋梁架設事業、七曲道路改修事業、明治二十九年…皆瀬川橋梁架設事業、七曲道路測量事業事業が議員主導(建議案提出)で実施された。

松

倉沢道路測量事業

投じて町村間同士ではなかなか実現困難である共同土木事業製糸伝習所建設費の実に二・七倍に相当した。巨額の費用を明治三十二年…山谷道路改修事業、松根道路測量事業、勝倉道路測量事業、機根道路測量事業、明治三十一年…七曲道路改修事業、山谷道路測量事業、大明治三十一年…七曲道路改修事業、山谷道路測量事業、大

に関わる現実路線へシフトした過程が明らかとなる。目玉となる産業を作り上げようとする理想論から生活に密接金に頼るという厳しい財政運営の中で、八年の間に雄勝郡に課の方式が採られた。このように郡の歳入の大半を町村分賦改修の三事業は費用の半分を関係町村が負担する夫役現品賦改修の三事業は費用の半分を関係町村が負担する夫役現品賦

が展開されたが、皆瀬川橋梁架設・七曲道路改修・山谷道路

おわりに

までの特色を生かした基幹産業を生み出す可能性を秘めていー雄勝郡にとって明治二十四年の郡制実施は郡長主導でそれ

て郡長とは良好な関係を維持した。

て答弁方法をめぐって詰問することもあったが、

大体におい

と言える。郡会での議員たちは時には議長である郡長に対し 村を一つの選挙区として設定する合区の難しさを露呈した形 としたものではなかったが、一度は郡会で否決された養蚕伝 た。それは決して郡内二五町村の一致協力の下で行われよう

習所の移転設置を郡長の熱意、さらには議員たちの綿密な調

し、安定していたのは開所した明治二十八年のみで、その後 査と審議によって規模縮小ながらも実現に結びつけた。しか

しする形でわずか四年で廃止に追い込まれた。代わって郡事 は未曽有の天災の発生によって経営が困難となり、一年前倒

分賦金に多くを頼る硬直した郡財政の中で住民に対して最大 開は決して県奨励費に依存して行われたものではなく、町村 業のメインとなったのは土木事業である。こうした事業の展

限のサービスを提供するという大きな役割を持っていた。そ

なかった。畑郡長が製糸伝習所を開所に結びつけた原動力は 関係、あるいは郡会内の状況をよく理解していなければなら のため郡長は町村の監督者という最大の任務の他にその利害

まさにここにあったのかもしれない。

ことから発生した選挙無効騒動はそれを物語るもので、二町 た。第一回郡会議員選挙において法規の周知が不徹底だった その一方で町村間の利害対立は郡制実施当初から存在

> 直選制に改められた(第四条)。郡会で議決すべき事件につ(8) 人と明定され(第二条)、郡会議員の選出方法は複選制から 年三月十六日法律第六十五号)されるに至った。まず郡は法 実施されたが、施行からわずか八年で全面改正(明治三十二 いても①使用料、手数料及び夫役現品の賦課徴収に関するこ

明治の地方行政改革の一つとして山県有朋の主導で郡制

ことになった(第三十五条)。秋田県公文書館には改正以降 され(第二十九条)、さらに議長も議員の中から選出される と、②積立金穀の設置及び処分に関することの二規定が追加

の『郡会議事録』および決算書も多く残されており、これら

を検討することによって一九二三(大正十二)年の廃止に至

については稿をあらためて考察したいと思う。 るまで雄勝郡で展開された事業の全貌が明らかとなる。これ

2 (1)府県制(明治二十三年五月十七日法律第三十五号)は四ヶ 秋田県編『秋田県史』第五巻、 **員三〇人)は同月十五日に実施された。** 月後の八月一日に施行され、第九回秋田県会議員選挙(定 明治編 (一九七七 (昭和

3 「近代日本の地方制度と名望家」(弘文堂、 五十二) 年十一月)、二八三~二八四頁。 一九九〇 (平成

一) 年二月)。

五十五)年一月復刻版)、四一~四二頁。

<u>26</u>

註(22)。秋田県告示第四十号。

5 <u>11</u> <u>13</u> (9)註(2)、一三三~一三四頁。雄勝郡は第七大区で四小区 $\widehat{6}$ (4) 『府県制成立過程の研究』(法律文化社、二〇一〇 (平成 15 12 (10) 第三百八十番触示(吉岡重五郎編『秋田県触示便覧』第 (7) 「郡会議事録」(930103-01854)。 註(2)、一四五頁。 第三百八十六番触示、 湯沢市史編さん会事務局編『湯沢市史』(一九六五(昭和 註(2)、一四一頁。 北秋田郡役所編(一九三七(昭和十二)年三月)。 秋田県編『秋田県史』資料明治編・下巻(一九八〇 四十)年一二月)、四三〇~四三三頁。 四八号、聚珍社、一八七九(明治一二)年一月、 に分かれていた。 **書は残されていない。 『郡費決算』(930103-01229)、『郡費決算』(930103-01250)、** 五十六) 年九月復刻版)。 秋田県河辺郡役所編(国書刊行会、 二十二) 年二月)。 公文锴館所蔵『秋田県布達集』第三四巻所収)。 **『各郡喪決算』(930103-01260)、『郡決算書』(930103-01263)、** 『郡費決算書』(930103-01269)。なお明治二十四年度の決算 『郡費決算』(930103-01253)、『郡費決算』(930103-01256)、 註 10 。 一九八一 (秋田県 昭 (昭和 和 <u>16</u> 24 <u>21</u> <u>19</u> 23 20 18 17 <u>25</u> 22 註(15)、八一~八二頁 註(15)、六三~六四頁。 註 註 22 。 註(15)、六五~八一頁。 註 註 東北地方では次の五郡が分合の対象とされた。 秋田県公文書館所蔵「府県制郡制施行ニ関スル書類」 秋田県公文書館所蔵『府県制郡制施行ニ関スル書類』 (930103-09753)° (930103-09752)° 右二郡ヲ合併シ大崎郡ト称ス 右二郡ヲ合併シ美川郡ト称ス 右二郡ヲ合併シ逢隅郡ト称ス 右二郡ヲ合併シ刈柴郡ト称シ陸前国ニ属ス (15)、二一一~二一五頁。 右小松村外三村ヲ山形県羽前国南置賜郡ニ編入ス (2)、二八七頁。 (2)、二八八~二九〇頁。 山形県羽前国東置賜郡ノ内小松村中郡村犬川村大塚村 宮城県陸前国志田郡 宮城県陸前国黒川郡 宮城県磐城国伊具郡 宮城県陸前国柴田郡 同県同郡玉造郡 同県同郡亘理郡 同県磐城国刈田郡 同県同郡加美郡

モ猶過半数ヲ得ル者ナキトキハ、抽籤ヲ以テ当選ヲ定 シテ其ノ二名ヲ取リ更ニ投票セシム、此再投票ニ於テ 多数ヲ得ル者三名以上同数ナルトキハ、議長自ラ抽籤

- <u>27</u> 註 (22)。秋田県訓令乙第三十七号。
- 愛知県、長野県、青森県、山形県、秋田県、福井県、徳島県、
- 29 郡制第十条。

高知県、大分県。

<u>30</u>

31

- 秋田県公文書館所蔵『事務簿』(930103-01840)。 秋田県内務部第一課編『秋田統計書』明治二十四
- <u>32</u> 註 (15)、九一頁。

(一八九二 (明治二十五) 年八月)、二三頁。

年

<u>33</u>

註(15)、八四頁。

- 第九回秋田県会議員選挙(八月十五日実施)の当選者三〇 人のうち郡会議員兼任者は二一人に上り、山本郡・河辺郡
- 35 町村制第四十六条では有効投票の過半数に達した得票者が いない場合には上位二人による決選投票の実施を規定して 由利郡・雄勝郡では全員が兼任議員となった。
- ヲ得ル者二名ヲ取リ之ニ就テ更ニ投票セシム、若シ最 匿名投票ヲ以テ之ヲ為シ、有効投票ノ過半数ヲ得ル者 町村会ニ於テ町村吏員ノ選挙ヲ行フトキハ、一名毎ニ ヲ当選トス、若シ過半数ヲ得ル者ナキトキハ、最多数

- <u>36</u> 註 30。
- <u>37</u> 註 30 。

選挙効力をめぐる問題は河辺郡下北手村でも発生している。

- 郡参事会は選挙掛長の判断を支持して有効の決定を下し 衛が疑義票を有効投票と判断したことを不服として同郡鈴 投票記載の字形をめぐって選挙掛長であった村長嵯峨多兵 木健治から郡参事会に対して訴願が提出された。しかし、
- 鹿角郡は五月十三日、北秋田郡は同月十九日、山本郡は同 月二十日、南秋田郡は同月十八日、河辺郡は同月十四日

た。(秋田県公文書館所蔵「郡制報告書」、930103-01225)。

39

<u>40</u> 谷口裕信氏「明治中後期における郡制廃止論の形成」(史 學會編『史學雑誌』第一一三編第一号、二〇〇四(平成

月十七日にそれぞれ臨時郡会が開会した。

由利郡は同月十七日、仙北郡は同月二十四日、平鹿郡は同

十六)年一月)。

- (41)「南関東における郡制・郡役所に関する研究―実証分析お よび空間理論からの接近―」(横浜市立大学経済研究所編 『経済と貿易』第一七九号、一九九九(平成十一)年九月)。
- (43) 註 (7)。 三二号、二〇〇六(平成十八)年十二月)。 から~」(財団法人地方自治総合研究所編『自治総研』第

42

「郡政運営における郡長と郡会議員の関係~決算と議事録

(50) 第三代、

明治十九年九月十七日~明治二十一年六月九日。

59

製糸伝習所の存廃問題を調査する議員六人からなる委員会

なかった。註(7)、「明治二十九年雄勝郡通常郡会議事録

瀬村・西成瀬村・川連村・皆瀬村からは入所者が一人もい

明治二十九年一月二十三日、二八~三一頁。

44 註(8)。

陸羽地震で雄勝郡内では死者一名、負傷二一名、家屋の全

45

壊一七九棟、半壊二九六棟、道路の破損一六一カ所、橋梁

の破損一四カ所、堤防の破損三一カ所などの被害を出した。

<u>52</u>

註(7)、「明治二十六年雄勝郡臨時郡会議事録」

明治

二十六年五月二十二日、一一頁。

<u>53</u>

註(7)、「明治二十七年雄勝郡通常郡会議事録」

明治

二十六年五月二十三日、一七~一八頁。

二十七年二月十三日、一六~一八頁。

<u>51</u>

47

註(7)、「明治二十六年雄勝郡臨時郡会議事録」明治

(46)その一方で秋ノ宮村の完納率(明治二十五年~三十二年の 註(4)、五四二頁。

月に郡長が作成した「雄勝郡秋ノ宮村役場巡視調書」(秋 平均値)は三三パーセントに止まっている。明治三十年三

<u>54</u>

註(7)、「明治二十七年雄勝郡通常郡会議事録」明治

二十七年二月十五日、四九~五〇頁。

<u>55</u>

明治二十八年度は教師と現業掛がともに長野県から採用さ

料が支払われた。註(7)、「明治二十八年度秋田県雄勝郡 れ、開所日数一三五日間一日一円の計算で一三五円ずつ給

田県公文書館編『役場巡視調書』、930103-09695)には秋ノ

シ葛藤アリシ以来、二派ノ党派ヲ生シ何事モ円滑ヲ欠クノ

宮村の状況を「村内穏ナラス。曽テ官有未定地払下願ニ関

状況ナリ」と記しており、村内対立も一因となって郡事業

高城守久(第四代、明治二十一年六月九日~明治二十六年 への参加を滞らせたと言える。

<u>47</u>

二月三日)。畑千代記 (第五代、明治二十六年二月三日~

明治二十九年五月五日)。遠藤政敏(第六代、明治二十九

年五月五日~明治三十年十一月十二日)。 岡忠恪(第七代、

明治三十年十一月十二日~明治三十三年二月十二日)。瀬

谷純一著 『歴代秋田県公人録』 (一九一五 (大正四) 年七月)、

四五頁。

48

註(2)、六二一~六二四頁、

六五一~六五二頁

<u>58</u>

岩崎町・小野村・田代村・院内村・仙道村・三輪村・東成

月十五日、七六~七七頁。

<u>57</u>

二〇二円一八銭五厘の減額となった。註(7)、「明

治二十七年雄勝郡通常郡会議事録」明治二十七年二

<u>56</u>

註(7)、「明治二十七年雄勝郡通常郡会議事録」明治

歳入出予算書(丙号)」、一四八頁。

二十七年二月十五日、五〇~五二頁。

49

註 (14)、

六四一~六四二頁

57

(60)註(7)、「明治三十年雄勝郡通常郡会議事録」明治三十年 三月二日、八一頁。 録」明治三十年二月二十六日、六二~六四頁。 が設置された。註(7)、「明治三十年雄勝郡通常郡会議事

<u>67</u>

 $\widehat{61}$ 註 (7)、「明治三十一年雄勝郡通常郡会議事録」明治 三十一年二月十日、二六~二七頁。

<u>62</u> 註 (7)、「明治三十一年雄勝郡通常郡会議事録」明治

雄勝製糸場を開設した。 げられ、これを藤木安太郎・泉勘六が買収して新たに

三十一年二月十二日、三八頁。間もなく民間に払い下

<u>63</u> 64 元西馬音内村から田代村に至る郡西部各村間の主要道であ 明治二十七年九月の洪水で決壊した皆瀬川橋梁を川連村川 というもので、総額一四二五円四四銭二厘が投じられた。 連字久保に二ヶ年計画(明治二十九・三十年)で架設する

65 湯沢町から川連村に至る郡東部各村間の主要道である山谷 る七曲道路を二ヶ年計画(明治三十・三十一年)で改修す るというもので、総額一八六六円二銭二厘が投じられた。

道路の整備事業で、明治三十二年度の支出額は二〇七九円

七七銭五厘だった(三十四年度までの三ヶ年継続事業)。

66 たとえば七曲道路改修事業では明治三十年度の夫役現品賦 仙道村(一二)、新成村(五)、三輪村(五)、明治村(三)。 田代村(三二)、西馬音内村(三一)、元西馬音内村(一二)、 課の各村負担割合(パーセント)は次のようになっている。

> 郡長は郡会においては議長を兼務していたため、郡政一般 三月二日、八五~八六頁。 に関する質問を受けた場合は郡長として答弁を行わなけれ 註(7)、「明治三十年雄勝郡通常郡会議事録」明治三十年

ばならずその対応に苦慮した。畑郡長は「未ダ如斯者ニ対 シテハー定ノ方法ナキヲ以テ私ハ其時ノ場合ニヨリテ適 宜」に議長席を離れて番外席から答弁を行った。註(7)、「明

日、三〇頁。この慣例はその後の遠藤郡長、岡郡長にも引 治二十七年雄勝郡通常郡会議事録」明治二十七年二月十四

選挙権の規定も改正され、郡内の町村公民で町村会議員の 選挙権を有し郡内に一年以上直接国税年額三円以上を納入 き継がれた。

する者に選挙権、同じく直接国税年額五円を以上納入する

者に被選挙権が与えられた(郡制第六条)。

<u>68</u>

58